



車で市役所新庁舎に来庁するときは 市営駐車場を利用してください

問総務課 ☎0848・67・6022

旧庁舎の解体工事に伴い、本庁舎駐車場に駐車できる台数が少なくなっています。大変混雑しますので、車で来庁するときは市営円一町駐車場・市営帝人通り駐車場を利用してください。市役所利用者は入庫後2時間まで無料です。新庁舎1階の総合案内コーナーで手続きが必要ですので、駐車券を持って来庁してください。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



新庁舎関連工事は来年3月末まで続きます

新庁舎の周辺では来年3月末まで庁舎関連の工事が続きます。皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●工事のスケジュール

10月末まで…旧庁舎解体工事

11月～来年3月末…駐車場整備・外構工事など

65歳以上の人の介護保険料を一部引き下げ

介護保険は支援や介護が必要な状態となった人が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるように社会全体で支え合う制度です。

今年度から65歳以上の人のうち、一部の対象者の介護保険料を公費負担により、表のとおり引き下げます。

問高齢者福祉課 ☎0848・67・6240

表 保険料

変更前

段階	対象	保険料(年額)
第1段階	市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円以下の人、生活保護受給者	30,132円
第2段階	市民税非課税世帯で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が80万円を超え120万円以下の人	45,533円
第3段階	市民税非課税世帯で、前年の合計所得と課税年金収入の合計額が120万円を超える人	50,220円

変更後

段階	保険料(年額)
第1段階	25,110円
第2段階	41,850円
第3段階	48,546円

今月中に保険料額決定通知書を送付します

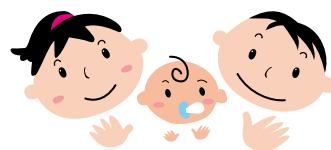
今月中に保険料額決定通知書を送付します。納付は原則、年金からの天引きです。天引きできない場合は納付書または口座振替での納付になります。

問市民税課 ☎0848・67・6030



プレミアム付商品券を販売します

10月に予定されている消費税増税への対策として、対象者に4,000円(1冊)で5,000円分の買い物ができるプレミアム付商品券を販売します。商品券は市内の協力店で使用できます。



※購入には引換券が必要です。

☎プレミアム付商品券コールセンター(☎0848・36・5554※土・日曜日、祝日を除く9時～17時。)

対 象	今年度の住民税が非課税の人 ※住民税が課税されている人の扶養親族や生活保護制度の被保護者などは除く。	平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれの子がいる世帯の世帯主
購入限度額	1人につき20,000円(5冊)まで	対象となる子1人につき20,000円(5冊)まで
引換券の配布方法	①8月1日(木)～12月27日(金)に、持参または郵送で申請書をプレミアム付商品券特設窓口(市役所新庁舎2階)、各支所へ ※申請書は7月中に、対象と思われる人へ送付。 ②提出された申請書を市が審査し、9月下旬以降に引換券を送付	9月下旬以降に引換券を送付
購入方法	引換券を持参し、10月1日(火)～来年1月31日(金)に市が指定する郵便局で購入 ※詳しくは、引換券と一緒に送付するお知らせで確認してください。	
商品券の使用期間	10月1日(火)～来年2月29日(土)	

配偶者などからの暴力(DV)を理由に避難している人は相談を

配偶者などからの暴力(DV)を理由に住民票を移さずに市に居住している人は、手続きすることで購入できる場合があります。社会福祉課(☎0848・67・6058)に相談してください。

市の事業を点検・判定する事業レビューを実施します

市の事業の必要性や進め方などを外部の視点で点検・判定する事業レビューを実施します。傍聴は自由です。また、インターネットでも中継します。

時 13日(土)10時～16時、14日(日)10時～16時30分

所 市役所新庁舎8階

※申し込み不要。

●事業レビューのホームページアドレス

<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/6/jigyoreview-h31.html>



▲二次元コード

☎経営企画課 ☎0848・67・6280

成人男性の風しん抗体検査・予防接種を無料で行います

市では、これまで風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった世代の男性を対象に、無料で抗体検査と予防接種を行います。

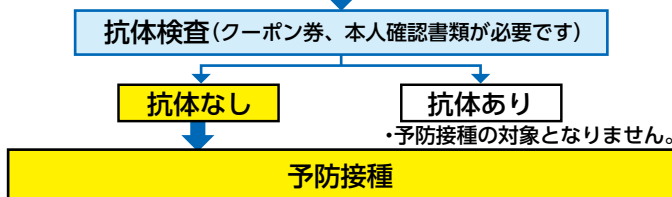
期 間 来年3月31日(火)まで
対 象 ①昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性②昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性

所 参加医療機関

受診方法 ①今月中に送付するクーポン券を参加医療機関②保健福祉課、本郷・久井・大和保健福祉センターでクーポン券を申し込み、参加医療機関へ

☒ 抗体検査・予防接種までの流れ

- ①クーポン券が届きます(昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれ)
- ②クーポン券を申し込みます(昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれ)



☎保健福祉課 ☎0848・67・6234

市の財政状況をお知らせします

平成30年度一般会計

固財政課 ☎0848・67・6028

予算の状況

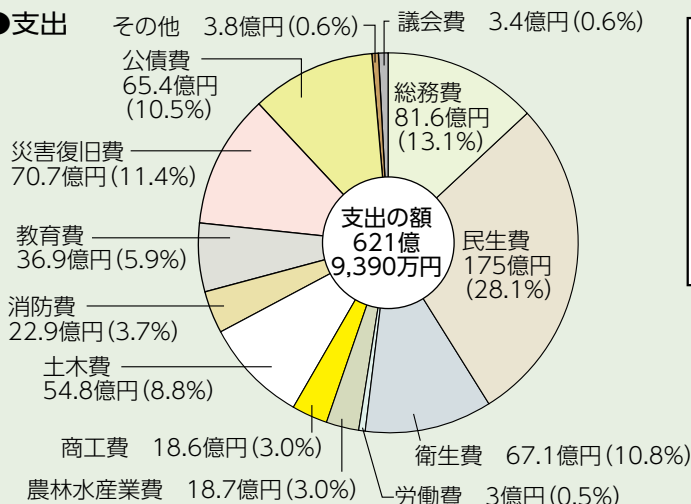
平成30年度当初の一般会計予算額は476億7,800万円でしたが、平成30年7月豪雨による災害復旧事業などの補正増や平成29年度からの繰り越しによって、3月末時点の予算額は621億9,390万円になりました。

●収入

主な市税収入として、市民税(51.8億円)、固定資産税(65.7億円)、都市計画税(7.5億円)があります。

予算額(A)	うち市税収入	
	金額(B)	割合(B/A)
621億9,390万円	134億183万円	21.5%

●支出



最も大きな支出は、民生費(175億円)じゃ。保育所や放課後児童クラブなどの子育て支援、高齢者や障害者の福祉サービス、平成30年7月豪雨での災害救助などに使われているぞ。
2番目に大きな支出の総務費は、新庁舎の建設などに使われているぞ。



市債(借入金)と基金(貯金)の状況(平成31年3月31日現在)

市債のうち、臨時財政対策債(188.4億円)は返済額の100%を国が負担します。また、学校や道路を建設するための事業債(392.3億円)の返済額の約7割(約275億円)を国が負担します。

市債現在高	基金現在高
580億6,743万円	149億6,452万円

●1世帯当たり換算すると……

市債残高は 133万876円	基金残高は 34万2,979円
-------------------	--------------------

※平成31年3月末現在の市の世帯数43,631世帯から算出しています。

市が保有する財産の現在高(平成31年3月31日現在)

財産		現在高
土地(地積)		8,269,426.64㎡
建物(延床面積)		492,232.68㎡
基金	一般会計	149億6,452万円
	特別会計	36億3,252万円
有価証券		29億985万円
出資金		3億3,088万円
貸付金		2億6,301万円

水道事業の経営状況(平成31年3月31日現在)

平成30年度の経営状況は、収益29億6,283万5千円、費用27億4,975万3千円で差し引き2億1,308万2千円の利益が出ました。

詳しい財政状況は、情報公開コーナー(市役所新庁舎4階)、市HPで公開しています。
今回は、決算の状況についてお知らせします。



国保だより

加入者みんなので支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたときに安心して医療などを受けるための制度です。皆さんが納める国保税は、医療費や出産・死亡などの保険給付の大切な財源となります。

● 税率・課税限度額

保険税率は県が示す標準保険税率を基に決定します。今年度は資産割税率を2%減らし、それ以外の税率などを据え置きました。税率と課税限度額は表1のとおりです。今後も毎年、保険税率などを見直します。

● 軽減判定所得の基準と課税限度額を引き上げ

国保税は世帯の所得に応じて、均等割額と平等割額の合計額が、7割・5割・2割軽減されます。5割軽減は被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に、2割軽減は被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円にそれぞれ改正し、軽減判定所得基準額を引き上げました。また、医療分の課税限度額を58万円から61万円に引き上げました。

● 世帯主に納税通知書が届きます

今月中旬、世帯主に納税通知書が届きます。世帯に国保加入者がいれば、

表1 今年度の保険税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分 40~64歳の人
①所得割 [前年中の所得に応じて計算]	7.11%	2.31%	1.91%
②資産割 [今年度の固定資産税額に応じて計算]	6.00%	—	—
③均等割額[加入者1人当たり]	26,580円	9,270円	9,904円
④平等割額[1世帯当たり]	19,872円	6,459円	4,544円
課税限度額	610,000円	190,000円	160,000円

※①~④の合計額が年間の国保税額となります。
※課税限度額とは税額の上限のことです。

● 納付は口座振替で

市では国保税などの市税を口座振替で納付することを勧めています。希望する人は市内の金融機関で手続きしてください。
納税義務者は世帯主となります。納税通知書が届かない場合は市民税課に問い合わせてください。
第1期の納期限は今月31日(水)までです。

● 年金からの天引き(特別徴収)

国保加入者が全員65歳から74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされますが、天引きできない場合は納付書または口座振替での納付になります。

● 国保税の軽減制度

年金からの天引き(特別徴収) 国保加入者が全員65歳から74歳の世帯は、国保税が世帯主の年金から6回に分けて天引きされますが、天引きできない場合は納付書または口座振替での納付になります。

次の人は一定期間、税額が減額され、医療費の負担限度額が下がる場合があります。

☑ 失業時の年齢が65歳未満で、交付された雇用保険受給資格者証の離職理由欄に「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかが記載されている人
申請方法 雇用保険受給資格者証・保険証・対象者の個人番号カードまたは通知カード・印鑑を持って市民税課へ

● 国保税の減免制度

次の人は国保税が減免されます。
☑ 災害や事業の廃止による離職(65歳以上)などで国保税の納付が困難な人
※詳しくは市民税課へ問い合わせてください。

● 平成30年7月豪雨で被災した人の保険税を減免

平成30年7月豪雨で被災した人の今年度の保険税を減免します。該当する人には、減免額が決定し次第、通知します。

● 納付が困難なときは相談を

やむを得ない事情などにより納付が困難な場合は、滞納したままにせず早めに税制収納課へ相談してください。

●新しい保険証(兼高齢受給者証)が届きます

今月末までに、新しい保険証(水色)が普通郵便で届きます。8月1日から使用してください。70歳以上の人には、高齢受給者証と保険証が一体となった保険証兼高齢受給者証が届きます。

※今月中に65歳になる退職被保険者の人は、8月から一般被保険者の保険証に変わります。



▲70歳以上の人の保険証兼高齢受給者証

●限度額適用認定証などの更新手続きを忘れずに

現在交付している限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は今月末までです。新しい認定証が必要な人は、8月以降に保険医療課または各支所で手続きしてください。

●保険証・個人番号カードまたは通知カード・印鑑

※限度額適用・標準負担額減額認定証の交付後、1年間で通算90日を超えて入院した場合は、入院期間が分かる物(領収書・入院証明書など)をお持ちください。

後期高齢者医療だより

●新しい被保険者証が届きます

今月下旬に新しい被保険者証(だいたい色)が届きます。8月1日から使用してください。

●認定証の申請・更新

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関へ提示すると、医療費の自己負担限度額などが軽減されます。

申請方法 被保険者証と印鑑を持って保険医療課または各支所へ

※今までに手続きし、8月からも対象となる人には認定証を被保険者証に同封して送付します。

※詳しくは被保険者証と一緒に送るお知らせを確認してください。

●今年度の保険料

年間保険料は均等割額と所得割額の合計額です(表1)。年間保険料の限度額は62万円です。

表1 今年度の年間保険料の算出方法

均等割額 45,500円	+	所得割額 (総所得額など-基礎控除33万円)×所得割率8.76%	=	年間保険料 (限度額62万円)
-----------------	---	-------------------------------------	---	--------------------

表2 均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額		軽減後の均等割額	
33万円以下	下記以外の場合	8.5割軽減	6,825円
	世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円の場合	8割軽減	9,100円
33万円+(28万円×世帯内の被保険者数)以下の場合		5割軽減	22,750円
33万円+(51万円×世帯内の被保険者数)以下の場合		2割軽減	36,400円

※健保組合(国保・国保組合を除く)などの被扶養者の人が後期高齢者医療保険に加入した場合、2年を経過する月までは均等割額が5割軽減されます。ただし表2に該当する人は、軽減割合の高い方が優先されます。

均等割額の軽減

表2に該当する人は、均等割額を軽減して年間保険料を算出します。今年度から5割・2割軽減は、対象所得の基準が引き上げられ太枠部分のとおりのとなりました。

●保険料の納付

今月中旬に保険料額決定通知書を送付します。納付は原則、年金からの天引きです。天引きできない場合は納付書か口座振替での納付になります。

年金からの天引きの人でも口座振替での納付に変更できます。税制収納課へ相談してください。

●不審な電話に注意を

電話で市の職員を名乗り「医療費の還付金がある」などと言って、銀行や郵便局のATMに誘導し、お金を振り込ませる詐欺が多発しています。

還付手続きでATMの操作をお願いすることは絶対にありません。十分に注意してください。

国保医療課(国保について) ☎0848・67・6050
(後期高齢者医療について) ☎0848・67・6056
市民税課(税額・保険料について) ☎0848・67・6030

税制収納課(納付について) ☎0848・67・6035
(口座振替について) ☎0848・67・6034



第44回 三原やっさ祭り 8月9日(金)・10日(土)・11日(日)

人にやさしい祭り委員会の参加者を募集します

子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず祭りを楽しみたい人やボランティアを募集します。

時①8月10日(土)②8月9日(金)・10日(土)③8月10日(土)④8月11日(日)

※7月7日(日)・20日(土)13時~16時に研修・交流会を開催します。

内①踊りへの参加②人にやさしい観覧席での踊り観覧③イクちゃんルームの利用④人にやさしい観覧席での花火見物

料①700円②③④無料

申7月12日(金)までに人にやさしい祭り委員会(ボランティア・市民活動サポートセンター内 ☎0848・67・9339 ☎0848・63・0599 📧miharavs-c@m-shakyo.jp)へ

やっさ花火フェスタ 有料観覧席

時8月11日(日)20時~20時45分

所糸崎岸壁(糸崎南二丁目)

座席数50区画(要申し込み)

※1区画は180cm×180cm。

料5,000円

申7月19日(金)(必着)までに往復はがきで①住所②名前③年齢④電話番号を三原やっさ祭り実行委員会(商工会議所内 〒723-8555 皆実四丁目8番1号 ☎0848・62・6155)へ



船上花火観覧とサンセットクルーズ

時8月11日(日)18時30分~21時10分

所集合:三原港

定160人(要申し込み)

料6,500円(弁当付き)、小学生未満1,000円(弁当なし)

申三原観光協会(☎0848・67・5877)

やっさ踊り体験イベント

時27日(土)14時~15時

所みはら歴史館

内やっさ踊りの鑑賞と体験

講 師 三原やっさ踊り振興協議会

※申し込み不要。

問観光課(☎0848・67・6014)

やっさ踊り教室

時毎週木曜日①18時~19時(初心者・子ども向け)②19時~20時(中級者以上向け)

所中央公民館 大講堂

内踊りやはやし言葉の練習など

講 師 三原やっさ踊り振興協議会

※申し込み不要。

問観光課(☎0848・67・6014)



歴史民俗資料館で学ぼう

夏休み子ども体験講座

時①7月24日(水)②31日(水)③8月8日(木)

※いずれも13時30分~15時30分。

所①②歴史民俗資料館③久井歴史民俗資料館

内①勾玉作り②拓本でのうちわ作り③わら細工作り

対小学生

定各15人(要申し込み)

料①200円②100円③無料 ▲縄文土器を写した拓本

申①②歴史民俗資料館(☎0848・62・5595)③久井歴史民俗資料館(☎0847・32・7139)



歴史講座「みはらの歴史」

時①7月16日(火)・23日(火)②8月20日(火)・27日(火)

③9月17日(火)・24日(火)

※いずれも10時30分~12時。

所歴史民俗資料館

テーマ ①円面硯や陶馬が出土した許山窯跡②鎌倉~江戸時代のみはら地域③小早川氏と民衆(職人)の活躍

講 師 歴史民俗資料館専門委員 福井万千さん

定各16人(多数の場合は抽選)

申7月9日(火)までに文化課(☎0848・64・9234)へ